

## 飯田市 ZEH モデル推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、飯田市ZEHモデル推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 2018年7月に閣議決定された国の「第5次エネルギー基本計画」において、「2020年までにハウスメーカー等が新築する注文戸建住宅の半数以上で、2030年までに新築住宅の平均でZEHの実現を目指す」とされている。一方、当地域では、地域が有する自然条件及び豊富な森林資源を利活用するとともに、「域産域消」の仕組みづくりによる地域内での財貨循環並びに技能者育成を図り、快適、健康、安全な暮らし及び地球温暖化を防止する持続可能な地域づくりが求められている。これらを実現するため、協議会では、多様な関係団体との協議と連携により、飯田らしい山・里・街の暮らしを守り育て、低炭素で気候風土を活かした「飯田市版ZEH仕様」を策定し、市民への普及啓発を行うことで、「飯田市ZEHモデル」の推進を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域の気候や風土に合った適切な基準（以下「飯田市版ZEH仕様」という。）の策定に向けた検討及び普及啓発
- (2) 飯田市版ZEH仕様を普及させるための評価体制及び振興策等の検討
- (3) 飯田市ZEHモデルの推進のための「域産域消」の仕組みづくりなどの検討
- (4) その他、協議会の目的を達成するための活動

(構成団体等)

第4条 協議会は、飯田下伊那地域の次に掲げるもの（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

- (1) 建築設計関連に関わる団体
  - (2) 建築材料の供給及び販売等に関わる団体
  - (3) 産業技術及び環境政策等に関わる団体
  - (4) 行政機関
- 2 前項のほか、協議会に学識経験者の参画を得て構成する。

(役員の数及び選出)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 2人
  - (3) 理事 若干名
- 2 会長は、理事の中から理事会において選出する。
- 3 副会長は、理事の中から会長が指名する。
- 4 理事は学識経験者及び構成団体から選出する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、協議会の活動を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、協議会の運営を行う。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は2年間とし、再任を妨げない。

- 2 役員の中で欠員が生じたときは、理事会の承認により役員の仕事の補充を行うことができる。ただし、任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事)

第8条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、構成団体の理事が指名する。

(アドバイザー)

第9条 協議会は、事業を遂行するためアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、会長が委嘱する。

3 アドバイザーは、協議会に対して助言を行う。

(会議)

第10条 協議会の会議は、理事会、幹事会、評価委員会及び専門部会とする。

(理事会)

第11条 協議会に、最高議決機関として理事会を設置する。

2 理事会は、理事の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 理事会は、会長が招集し、会長が議長を務める。

4 理事会は、事業計画、規約の改廃、構成団体等の構成その他の協議会の運営に関する事項を議決する。

5 理事会の開催が困難と会長が判断した場合は、第2項の規定にかかわらず、書面決議をもって理事会の議決とみなすことができる。

6 理事会の議事は、出席した理事(前項の書面決議による場合においては全理事)の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

(幹事会)

第12条 協議会に、会務執行上の企画立案及び協議会全体の運営を管理する幹事会を設置する。

(評価委員会)

第13条 協議会に、飯田市版ZEH仕様の検討及び評価結果の認定を行う評価委員会を設置する。

2 評価委員は、会長が委嘱する。

(専門部会)

第14条 協議会に、目的を達成するための専門的事項について協議及び検討をする専門部会を設置することができる。

2 専門部員は、会長が委嘱する。

(事業年度)

第15条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び事業報告)

第16条 協議会の事業計画は、会長が作成し、理事会の承認を得るものとする。

2 協議会の事業報告は、会長が作成し、理事会の承認を得るものとする。

(事務局)

第17条 協議会の事務局は、飯田市に置く。

2 事務局は、協議会の事務を執行する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和2年7月2日から施行する。

2 この協議会の設立初年度の事業年度は、第15条の規定に関わらず令和2年7月2日から翌年3月31日までとする。